

脱炭素アドバイザー資格制度の 認定にかかるガイドライン検討会

第3回検討会資料

2023年3月15日

FOR DISCUSSION ONLY

日時：3月15日（水）12:00～14:00

場所：Webミーティング

出席者（敬称略）

委員：

座長 竹ヶ原 啓介（株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所 エグゼクティブフェロー 兼 副所長）

淡路 睦（一般社団法人全国地方銀行協会 会長行 株式会社千葉銀行 取締役常務執行役員）

松川 恵美（一般社団法人CDP Worldwide-Japan シニアマネジャー）

森本 英香（一般財団法人持続性推進機構 理事長）

家森 信善（神戸大学経済経営研究所 教授）

オブザーバー： 経済産業省、中小企業庁、金融庁、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般社団法人日本損害保険協会、日本商工会議所、全国商工会連合会、公益社団法人日本青年会議所、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人金融財政事情研究会、一般社団法人日本カーボンニュートラル協会、一般社団法人炭素会計アドバイザー協会、株式会社経済法令研究会、銀行業務検定協会、一般社団法人金融検定協会

議題

1. 環境省からのご挨拶 国定勇人 環境大臣政務官

2. 議事

（1）前回検討会における主な論点のご説明（資料1）

（2）各論点に対するガイドラインの修正等のご説明（資料2～5）

（3）今後の運営について（資料6）

（4）意見交換

資料 1 : 前回検討会における主な論点

(1) 認定を示す表記に対するご意見

名称の候補案に対し、各委員からご意見をいただいた。

→ 資料 2

(2) 制度の目的に対するご意見

GHG削減のために必要となる「サステナブル・ファイナンス」につながるよう、目的に加筆できないかのご意見をいただいた。

→ 資料 3

(3) 各種「補助金制度」の説明の要件化

アドバイザーが「補助金申請」に関する説明を求められるケースを勘案し、類型 3 の知識要件に記載できないかのご意見をいただいた一方、や補助金制度も多様なため具体的には規定しづらいとのご意見等もいただいた。

→ 資料 4

(4) 研修時間における実技講習の扱い

講義と実技講習はカリキュラム毎にセットで組むこともあるため、実技講習だけ切り出して時間を計測することは難しい。このため、研修における時間要件の規定には柔軟性を求めたいとのご意見を頂いた（オブザーバより）。

検討会終了後、各オブザーバー（資格事業運営事業者様）へのヒアリングを行った結果、演習を行う対象範囲として「排出量算定」だけではなく「削減計画策定のための削減量見積もり」についても含めるべきとのご意見を頂いたほか、研修方法について制約があるかどうかに関して質問をいただいた。

→ 資料 5

資料 2 : 認定を示す表記について

■ 原案

案 1 脱炭素アドバイザー 1 種	案 1 脱炭素アドバイザー 2 種	案 1 脱炭素アドバイザー 3 種
案 2 脱炭素アドバイザー Master	案 2 脱炭素アドバイザー Advanced	案 2 脱炭素アドバイザー Basic
案 3 脱炭素ストラテジスト	案 3 脱炭素アドバイザー 1 級	案 3 脱炭素アドバイザー 2 級

(いただいたご意見)

- 案1や3では資格の上下関係が不明確。案2はその点が分かりやすく、案の中では最も適切か。
- その上で、案2の表現のうち「Master」は資格の内容と比較して高位すぎる印象。
- 英文名刺への記載上、英語表記も用意して欲しい（オブザーバより）

■ 採用（案）

いただいたご意見および制度の趣旨を勘案し、案2をベースとして、以下の表記としたい。

類型 1 : 環境省認定制度 脱炭素シニアアドバイザー

Senior Advisor for Decarbonization (Approved certification by MOEJapan)

類型 2 : 環境省認定制度 脱炭素アドバイザー アドバンスト

Advanced-Level Advisor for Decarbonization (Approved certification by MOEJapan)

類型 3 : 環境省認定制度 脱炭素アドバイザー ベーシック

Basic-Level Advisor for Decarbonization (Approved certification by MOEJapan)

(対応理由)

- Masterよりフラットな表現としつつ、類型2・3とのレベル感の差を踏まえ、「シニアアドバイザー」とした。
- 認定の対象が個人ではなく資格制度であることを明確化する観点から、冒頭に「環境省認定制度」を付記した。

- いただいたご意見

GHG削減のために必要となる「サステナブル・ファイナンス」につながるよう、目的に加筆できないか

- 検討の視点

「サステナブル・ファイナンス」につながるのと趣旨はご意見の通りだが、「サステナブル・ファイナンス」の趣意が多様であり、見方によっては認定制度の対象が金融機関に限った印象を与えないかという懸念もあるとの視点で検討を行った。

- 修正案

「1.1 目的」本文を以下の通り修正する。

「企業が脱炭素化を進めるにあたり、自社のサプライチェーンから排出される温室効果ガス（以下、「GHG」という）を把握し、削減することが求められる。そのためには、GHG排出量の算定、削減目標の設定、具体的な削減策の実施、財務面を踏まえた設備投資の検討や経営方針への反映、**資金調達のあり方**など多様な知見が必要になることから、専門的な知識等を備えたアドバイザーによる支援が必要なケースが多い。こうした状況に鑑みて、わが国全体として、十分な知見・能力を持ったアドバイザーを育成していく観点から、適切な事業者が一定の基準を満たした教育プログラムを提供する場合に、国として認定を与える枠組みを構築する。

（以下略）」

資料 4 : 各種「補助金制度」の説明の要件化

● いただいたご意見

- 「補助金申請」に関する説明を求められるケースを勘案し、類型 3 の知識要件に記載できないか
- 補助金制度も多様なため具体的には規定しづらい

● 検討の視点

中小企業等への支援実務上、補助金制度に対する関心が高いことは理解できるが、国や自治体、自治体でも地方により異なる制度があるほか、随時見直しや改訂が行われる具体的な制度に言及することは難しい。このため、「削減目標、計画、実施に関する理解」に関する知識要件の中で、政策に関する知識の一端として規定。

■ 修正案

「別表 2 各類型において求められる知識等の水準」中、類型3（環境省認定制度 脱炭素アドバイザー ベーシック）の要件を以下の通り修正する。

資格制度の類型	資格において求められる知識等の水準			
	気候変動対策の重要性に関する理解	排出量算定に関する理解	削減目標、計画、実施に関する理解	情報開示に関する理解
環境省認定制度 脱炭素アドバイザー ベーシック	サステナビリティ全般の基礎知識の習得において、気候変動対策の重要性に関する以下の事項			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 温暖化の影響（主に物理的リスク）と脱炭素の必要性に関する理解 ● 脱炭素政策等から生じるリスク（移行リスク）及び機会（移行機会）に関する理解 	<ul style="list-style-type: none"> ● GHG排出源（スコープ）に関する理解（GHGプロトコルにおけるサプライチェーン排出量） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 脱炭素化に関する国際的な動きに関する理解 ● 補助金制度等、脱炭素化促進のための国・自治体の政策に関する知識 ● 企業経営において排出量削減（ネットゼロの実現）が必要とされる背景 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業における気候変動に関する開示の意義

資料 5 : 研修時間における実技講習の扱い

- 資格制度運営事業者様へのヒアリングにていただいたご意見・ご質問
 - 講義と実技講習は学習項目毎にセットで組むこともあり、実技講習だけ切り出して時間設定することは難しい
 - 排出量の計測に加えて、削減量の見積もりも実技講習の対象とすることが必要ではないか
 - 研修方法に制約はあるか（一般的な方法は、対面・オンライン講習・eラーニング・通信講座など）
- 検討の視点
 - 研修方法が多様である実態を踏まえると、「実技講習」との表現は「演習」とした方が適切。
 - 削減計画策定上の見積り計算は重要かつ演習が必要なスキルであり、これを含めた演習時間を定めることが妥当。
 - 研修方法については、研修の実効性担保を重視しつつ、資格取得者の利便性にも配慮した方法であることが重要。特定の既存事業者の研修スタイルが有利となることを避ける観点もあり、規程上は詳細な例規とはせず、上記趣旨に鑑みて審査時に適切性を確認するため、原案どおり「原則任意」とする。

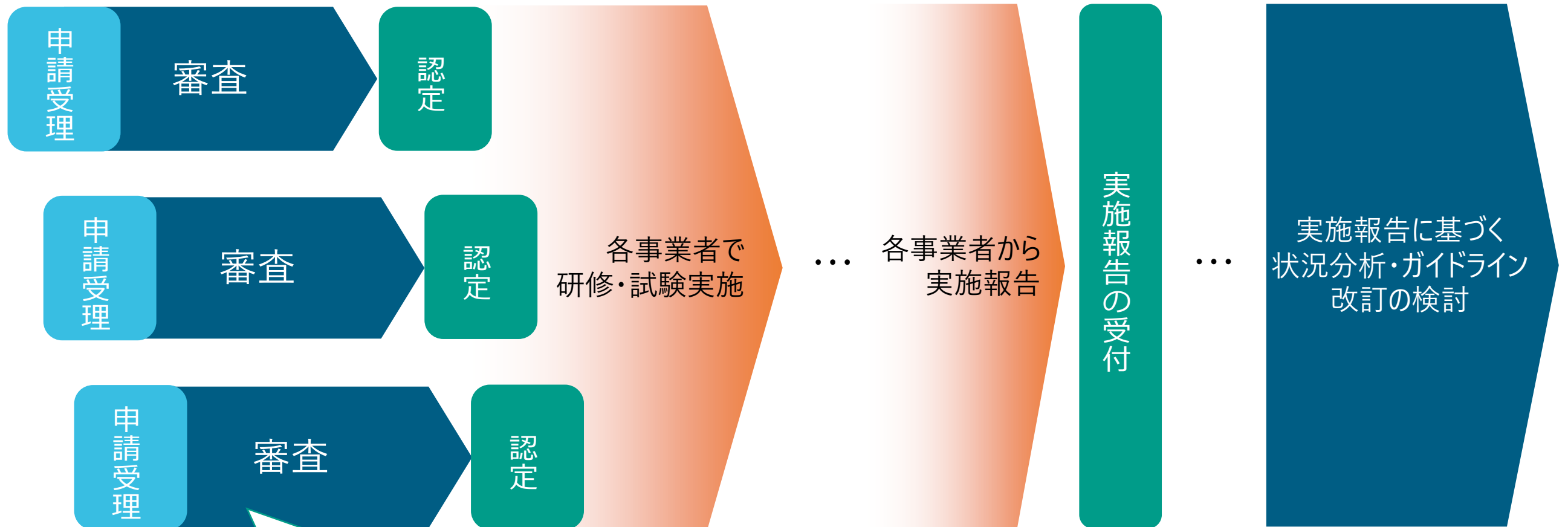
■ 修正案

「別表 3 研修形式」を以下の通り修正する。

資格制度の類型	研修の形式	
	研修の実施形態	最低必須時間
環境省認定制度 脱炭素 シニアアドバイザー	原則任意（必ずしも対面の講習を必要としない）	8時間（2時間の演習内容を含む）
環境省認定制度 脱炭素 アドバイザー アドバンス ト	排出量算定及び削減計画策定等については、演習 内容を含むこと	3時間（1時間の演習内容を含む）
環境省認定制度 脱炭素 アドバイザー ベーシック	原則任意（必ずしも対面の講習を必要としない）	任意

資料 6 : 認定制度の運営イメージ

- 申請・審査から認定、認定後の環境省への報告等に関する制度運営イメージは以下の通り。
- ガイドラインへの適合状況を審査する過程で、必要に応じて事業者に対して追加確認等を行う場合がある。
- 認定を受けた資格制度には試験実施に関する情報を報告して頂き、今後のガイドライン改訂等の検討材料とする。



必要に応じて追加確認を行う可能性があるため、審査にかかる時間は個別の資格制度によって異なる場合がある。